

(中心温度が 85°Cで 1 分以上の加熱処理)

- ・ミキサー、フードカッターは一日一回分解して洗浄、殺菌し乾燥させる
- ・使った調理器具、食器等は必ず消毒洗浄及び乾燥してから保管する

3. 調理が提供する場合(厨房設備がある事業所)

- ・調理従事者の衛生面管理(健康・清潔点検簿記載)

(下痢、化膿の有無、作業用マスク、爪、手洗い、決められた場所以外での更衣、タバコ放タンをしていないか)

(調理員として調理に携わる全ての職員は、月一回の検便実施)

- ・調理場の衛生の徹底(衛生点検表の記入)

※掃除の徹底(食器の消毒、調理器具の点検・消毒、害虫等の侵入等)

※給水及び汚物処理(ごみ箱、便所掃除、水道、排水口、清掃道具)

※設備の管理(設備の清掃、破損、不必要なもの、照明、害虫、消毒液)

※食品取扱設備管理(器機、器具の整備、洗浄、洗剤)

※その他(ガス器機の定期点検)

- ・仕入れ食材の点検(注文食材の確認及び搬入時の保存状態、消費期限)
- ・手洗いの励行、マスク、手袋、エプロン、キャップ着用の徹底
- ・加熱温度の管理(加熱温度表の記入)
- ・保存食の管理(食材ごとに日付を記載し定められた温度で冷凍保存する)
- ・検食の実施(硬さ、味付け、彩り等、盛り付け等)点検簿の記載(管理者が検食を行う)
- ・献立のカロリー計算及び 1 人あたりの盛り付け量(栄養士による献立の検討)

トイレは調理従業者専用のもので使用、履物は別にする

- ・調理食材の持ち帰り禁止、残品も翌日以降に提供しない

4. 食事を摂る際に注意すべき事項

- ・容器や箸などの割れ、破損がないか
- ・嘔下障害のある児童への介助・対応(硬さ、大きさ等)
- ・アレルギー反応(アナフィラキシーショック防止)
- ・誤嘔・誤飲
- ・適量の盛り付け(適量な摂食)
- ・食事を摂る際の姿勢・嘔下状態を確認

追記 賠償保険 (福祉事業者総合賠償保険)

◎あってはならない事ですが、もしもの時の備えは完全ですか?

※保険会社によって解釈が異なります。今一度加入保険の内容を確認しておきましょう。

- ①施設の構造上の欠陥や管理の不備により発生した事故
- ②業務中の不注意によって発生した偶然な事故
- ③業務を行った結果により発生した偶然な事故

- ④利用者の財物を紛失、破損又は盗難される事故
- ⑤不当な身体拘束による自由の侵害又は名誉毀(き)損
 - 口頭・文章・図画・映像又はそれらに類する表示行為による名誉毀損又はプライバシー侵害
- ⑥業務中に職員又はボランティア等がケガをした
- ⑦借店舗の壁などを壊してしまった
- ⑧利用者が什器備品を壊してしまった
- ⑨職員が利用者の金品を盗んだ
- ⑩利用者の個人情報流出し、利用者に精神的苦痛を与えた
- ⑪業務中の事故により職員が死亡し、家族から訴えられた
- ⑫送迎中に起こした事故の補償(自動車任意保険とは別の保障)
 - 他にも様々な補償内容はあると思いますが、事故に対する補償内容・補償額等、「費用が支払われると思っていたのに・・・」
 - このようなトラブルにならないよう、保険会社との確認をお忘れなく。

第9章 障害児者虐待とは

◎障害児者虐待とは次の3つをいう

★養護者による虐待

- ・障害児者の生活を養護する保護者・親族・同居人等による虐待

★障害児者福祉施設従事者等による虐待

- ・障害児者が利用する福祉施設・福祉サービス等の従業員等による虐待

★使用者による虐待

- ・障害児者を雇用する者等(事業者)による虐待

1. 養護者による虐待

- ・障害児者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・わいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による「わいせつ・暴力・減食等の行為の放置」又その行為を黙認する事。その他の養護者としての監護を著しく怠ること
- ・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、暴力、同居する家庭における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は同居人による暴力、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動、その他の著しい身体的外傷を与える言動を行うこと
- ・養護者又は障害児者の親族が当該障害児者の財産を不当に処分すること
- ・その他当該障害児者から不当に財産上の利益(障害年金・給与等)を得ること